

救急外来を受診される患者さんへ

当院は地域医療支援病院として地域への貢献を目指しています。そのため救急外来診療につきましては、原則として重症患者の2次救急の受入を積極的に行っています。2次救急医療機関として重篤な患者さんに対する救急医療機能の保全を図るため、時間外、休日に救急外来を受診する方で緊急性のない病状もしくは重篤な病状ではない方（自己都合による時間外受診等）については、「時間外選定療養費」（厚生労働省告示 224 号）をご負担願います。

これもひとえに地域の皆さんに安全で質の高い医療を提供するための措置ですので、ご理解いただきますようお願いいたします。

ただし、次のような患者さんについては徴収の対象にはなりません。

- 入院をされた方
- 他院から紹介状を持参された方
- 予約で来院された方
- 労働災害・公務災害で受診された方
- 当院の医師の指示で来院された方
- 手術や重度の処置を実施された方

※丸亀市医師会休日当番日（8：30～18：00の間）に来院された方は徴収の対象になりません。

【診療費の支払について】

- 通常の診療費の概算金額に加えて「時間外選定療養費 7,700 円」を徴収いたします。
- 通常の診療費の概算金額については、後日、精算を行います。

開始時期 平成 25 年 7 月 1 日（月）午前 0 時から
対象日時 平日の時間外（17：15～翌朝 8：15）
 土・日・祝日・年末年始（12/29～翌年 1/3 日まで）

【当院のお問い合わせ先】

医事課 医事係（9：00～16：00） 代表 Tel:0877-23-3111

【当院以外の受診のお問い合わせ】

丸亀市内救急診療案内（終日対応） 代表 Tel:0877-25-0119
香川県夜間救急相談窓口（19：00～翌 8：00） 代表 Tel:087-812-1055

病 院 長